

横須賀市

パートナーシップ宣誓証明ガイドブック



YOKOSUKA

横須賀市

目次

- 1 パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ
- 2 宣誓から証明書交付までの流れ
- 3 宣誓をできる方
- 4 宣誓時にご用意いただくもの
- 5 宣誓後について
- 6 お引越し先でのご利用について（自治体間相互利用）
- 7 公共サービスのご利用について
- 8 Q & A

参考 横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ

横須賀市は、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指しています。

この理念に基づき、平成31年（2019年）4月からパートナーシップ宣誓証明制度を始めました。この制度は、戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を発行するというものです。

法律婚ではないものの、制度の導入により、差別や偏見の解消、当事者の方の暮らしやすさの保障に繋がり、性の多様性に対する認知を広める効果もあります。

また、さまざまな人が生きづらさを解消できる可能性があり、横須賀市に暮らしでよかったと思えるようになることが期待されます。

※宣誓した方の個人情報は、市役所で厳重に管理します。

2 宣誓から証明書交付までの流れ

電話またはメールでの宣誓日の予約

人権・男女共同参画課に宣誓日（宣誓書提出日）を電話またはメールでご予約ください。

TEL 046-822-8219（平日9時から17時まで）
Mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

7
日
前
ま
で
に
予
約

- ・宣誓日時の調整、必要書類の確認をします。
- ・宣誓希望日の7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに予約してください。
- ・ご希望に応じて、宣誓書及び宣誓証明書の記載内容を英語併記したものをお渡しします。予約時にお申し出ください。
- ・プライバシー保護のため、個室での受け付けもできます。ご希望の方は、予約時にお申し出ください。

【宣誓日時】

- ・年末年始を除く毎日（9時から17時まで）

【宣誓場所】

- ・宣誓場所は予約時に相談の上、お伝えします。

月～金曜日（祝日以外）：人権・男女共同参画課会議室、市役所会議室

木・土・日曜日及び祝日：デュオよこすか（本町2-1 総合福祉会館5階）

※郵送等での宣誓書は、受け付けません。

パートナーシップ宣誓

交
付
ま
で
30
分
程
度

- ・予約日時、指定場所に原則として2人そろってお越しいただきます。
- ・必要書類をご持参ください。
- ・予約時の申し出により、第三者の立会も可能とします。

内容確認

- ・本人確認、申請内容の確認、要件を満たしているか、の確認を行います。

宣誓証明書の交付

- ・要件を満たしている場合、宣誓証明書（カードサイズ）等を即日交付します。（無料）※宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。
- ・性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、証明書において通称名を使用することができます。
- ・通称を使用する場合は、宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の氏名を表示します。※通称名を使用希望の場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類（通称名で届いた郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。
- ・ご希望があれば、裏面にある特記事項に緊急連絡先を記載できます。

3 宣誓をできる方

パートナーシップ宣誓するには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成年であること。(民法第4条に準ずる)
- (2) 横須賀市民であること。(転入予定の方を含む) ※同住所でなくても可能
- (3) 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。
- (4) 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です)

同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダーキア、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。

なお、セクシュアリティなどについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があり、記載されていない方々を排除するものではありません。

- ※トランスジェンダー…体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を覚えている人のこと。
- ※X ジェンダー…出生時に割り当てられた女性・男性の性別のいずれでもないという性別の立場をとる人のこと。
- ※ジェンダーキア…性同一性が、既存の性別の枠組みにあてはまらない、または流動的な人のこと。
- ※アセクシュアル…性別や恋愛感情の有無にかかわらず他者に対して性的な欲求を抱かないこと、または、そうした性的指向を持つ人のこと。「無性愛者」とも呼ばれる。

※上記(1)～(4)の内容等について、書面で確認させていただきます。

【宣誓書】

パートナーシップ宣誓書

私たち _____ と _____ は、横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

_____ 年 月 日

住所 _____
氏名 _____

住所 _____
氏名 _____

(代筆者)
住所 _____
氏名 _____

【確認書】

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは「横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」(以下「宣誓」という)に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。
また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓証明書を市に返還いたします。

フリガナ _____ フリガナ _____
氏 名 _____ 氏 名 _____
(通 称) _____ (通 称) _____

要綱の規定	確認事項(項目事項に「?」をつけてください)	
第3条第1項	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3条第2項 (右記のいずれかに該当すること)	① 2人とも、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	② 少なくともいずれか1人が、市内に住所を有していて、もう1人も市内への転入を予定している。 (転入予定日: _____ 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3項	③ 2人とも、市内に住所を有していないが、どちらも市内への転入を予定している。 (転入予定日: _____ 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	2人とも、配偶者がいないことおよび共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4項	2人が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう)でないこと。 (パートナーシップにある方が養子縁組した場合は除く)	<input type="checkbox"/>

※転入予定の場合は、転入が完了したら市内に転入したことが分かるもの(転入後に発行された住民票の写し等)を担当課へ提出願います。

※利用できる行政サービスの担当課(市営住宅課等)から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合は、情報提供させていただく場合がありますのでご了承願います。

※宣誓証明書を返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただきますのでご了承願います。

※上記の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓を行ったことで利用できる行政サービスの使用を停止させていただきます。

※継続使用届出書を提出された場合は、協定締結自治体へ継続使用届出書及び宣誓時に提出していただいた書類を提供させていただきますので、ご了承願います。

4 宣誓時にご用意いただくもの

(1) 横須賀市パートナーシップ宣誓書 ※ P.4参照

- ・市民部人権・男女共同参画課及びデュオよこすかに準備しています。
- ※宣誓書への記入は、原則、宣誓される日に手続きの際ご記入いただきます。

(2) 住民票の写し

- ・1人1通ずつ提出してください。(3か月以内に発行されたもの)
- ・同一世帯の場合、2人分の情報が記載されていれば1通で差し支えありません。
- ・本籍の記載は不要です。

(3) 独身であることを証明する書類(独身証明書、戸籍抄本など)

- ・1人1通ずつ提出してください。(3か月以内に発行されたもの)

※独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。

- ・外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付し提出してください。

◎外国籍の方が日本で独身であることを証明する書類として、①・②のいずれかの書類を提出してください。

①これから宣誓される2人が外国で同性結婚している場合

- ・外国での結婚に係る証明書(3か月以内に発行のもの)
- ・外国での結婚に係る証明書を日本語に翻訳した書類(翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可能。)

②外国で結婚されていない場合

- ・婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行のもの)
- ・婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類(翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可能。)

※上記の書類の取得について、在日大使館・領事館から発行できる国もございますが、少しお時間がかかる場合があります。あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

(4) 本人確認ができるもの

- ・個人番号カード、旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

※宣誓時に宣誓場所にご病気等で1人でしか来られない場合は、予約時にご相談ください。

5 宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書の交付

- パートナーシップ宣誓をされたことを証する証明書を、お2人それぞれに交付します。

(2) 宣誓証明書の再交付

- 宣誓証明書の紛失やき損、汚損、改姓・改名などの事情により再交付を希望される場合には、申請書に基づき、再交付を行います。

(3) 宣誓証明書の返還

- パートナーシップを解消したとき、一方または双方が市外への転出をした場合は、宣誓証明書を返還する必要があります。ただし、当事者の一方が親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外へ異動する場合を除きます。
- パートナーの一方がお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。(新たにパートナーシップ宣誓をする場合には返還していただきます)
- 結婚や、別の方とパートナーシップを結ぶ場合は返還していただきます。
- 特別な事情によりパートナーシップを解消したい場合は、例外的に一方からの申し出により解消することも可能とします。

※再交付、返還の場合も7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までにご予約ください。

【宣誓証明書】

- 縦54mm×横86mm
(カードサイズ)
- 交付年は西暦表示
です。

パートナーシップ宣誓証明書	
横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
_____ 様	_____ 様
第 _____ 号	横須賀市長 印
_____ 年 _____ 月 _____ 日	

横須賀市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。
この宣誓証明書により、法律上の効果は生じませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、この横須賀で幸せに生き生きと活躍されることを期待しています。
宣誓証明書の掲示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

緊急連絡先 : 000-0000-0000
戸籍上の氏名 : ◎◎ ◎◎



6 お引越し先（市外）でのご利用について（自治体間相互利用）

横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市の4市1町は相互利用の協定を締結しました。宣誓者の方が4市1町間で住所を異動する場合は、継続使用届出書を転出前の自治体へ提出することにより、宣誓証明書を返還せず、転出先で継続して使用できます。

(1) 4市1町間の相互利用の主な特徴

- ① 転出した宣誓者の方は、転出先の自治体のパートナーシップ制度に関する行政サービスを受けられます。(行政サービス:市営・県営住宅の入居申込み等)
- ② 宣誓書の返還及び再交付は、転出先自治体で行えます。

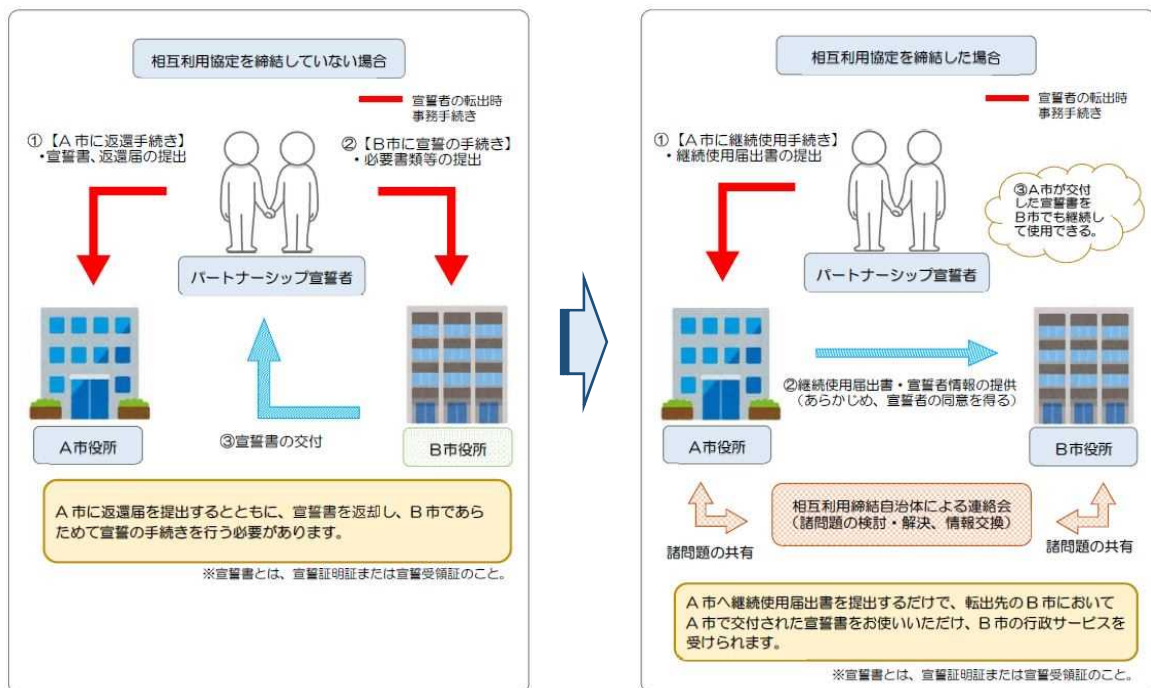
(2) 相互利用をする場合の手続き

- ① 鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市へ転出されるときに、継続使用届出書を横須賀市人権・男女共同参画課へご提出ください。
- ② ご提出を希望される場合は、希望日の3日前までに横須賀市人権・男女共同参画課までご連絡をお願いします。
- ③ 日時（年末年始を除く毎日（9時から17時まで））、受付場所（市役所またはデュオよこすか）の調整をさせていただきます。
- ④ ご提出の際には、宣誓証明書（カードタイプ）及び本人確認できるもの（運転免許証等）のご持参をお願いいたします。

※転出しても継続使用を望まない場合は、継続使用届出書ご提出の必要はありません。返還届を提出し、宣誓証明書のご返還をお願いいたします。

※お二人が同じ自治体へ転出する場合のみ、継続使用届出書をご提出いただけます。

<イメージ図> A市でパートナーシップ宣誓をしたカップルが、B市へ転出した場合



7 公共サービスのご利用について

宣誓証明書は、横須賀市の内部規定である要綱に基づく書類であり、法的な効力や権利の発生・義務の付与を伴うものではありませんが、以下の公共サービスを受ける際にご利用いただけます。

- (1) 市営住宅への入居申込み等（都市部市営住宅課）
 - ・市営住宅への入居申込み等にご利用いただけます。
 - 電話：046-822-9604

- (2) 県営住宅への入居申込み等（神奈川県公共住宅課）
 - ・県営住宅への入居申込み等にご利用いただけます。
 - 電話：045-210-6543

- (3) 災害見舞金の給付（市民部危機管理課）
 - ・パートナーが死亡等の場合、その家族として見舞金が支給されるほか、2人以上世帯区分として給付が認められます。
 - 電話：046-822-8357

- (4) 特定不妊治療に対する支援（こども育成部こども健康課）
 - ・特定不妊治療による医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。
 - 電話：046-824-7141

- (5) 不育治療に対する支援（こども育成部こども健康課）
 - ・不育症治療による医療保険が適用されない治療費および不育症判定検査費の一部を助成します。
 - 電話：046-824-7141

※市職員はパートナーシップ休暇の取得や、結婚祝金を申請することができます。

（祝金は全て職員の掛け金のみを財源としています。）

※上記公共サービスの詳細は、各担当課へお問い合わせください。

8 Q & A

- Q1 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？
A. パートナーシップ宣誓書の提出や、宣誓証明書の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。
- Q2 宣誓証明書は即日発行されますか？
A. 書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日発行します。なお、即日発行する際も、内容確認などに時間を要する場合がありますのでご了承ください。また、転入予定の方は、宣誓は行えますが、宣誓証明書の交付は後日となります。横須賀市に住民票を移した後に、人権・男女共同参画課へ住民票の写しをご持参ください。職員がこれを確認した後に交付となります。
- Q3 「成年」とは何歳以上ですか？
A. 20歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。
- Q4 「近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう）」はどのような関係ですか？
A. ・直系血族または三親等内の傍系血族の間
…祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
・直系姻族の間
…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
- Q5 養子縁組をしていると宣誓できませんか？
A. パートナーシップにある方が、宣誓等の制度がない状況でやむを得ず養子縁組した場合は宣誓できます。
- Q6 パートナーシップの宣誓は、同性カップルしかできないのですか？
A. 同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダーキア、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。また、法律婚を望まない方もご利用できます。なお、セクシュアリティなどについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があり、記載されていない方を排除するものではありません。横須賀市では、そのような方々についてもパートナーシップ宣誓証明制度が利用できるよう、同性カップルには限定しない取扱いとしています。
- Q7 具体的な宣誓の手続きはどのような場所で行うのですか？
A. 宣誓される当事者のプライバシー保護等の観点から、希望される場合は、個室で宣誓を行うことも可能です。事前に予約される際にご要望をお聞きます。
- Q8 なぜ住民票などを提出する必要があるのですか？
A. 住民票などの提出書類は、パートナーシップの宣誓の要件である、双方に配偶者がいないことや居住地等を確認するために必要となります。
- Q9 婚姻制度と横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度との違いは何ですか？
A. 婚姻は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生するものです。一方、横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度は、横須賀市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。例えば同性同士など、パートナーとの関係を公に認めることにより、当事者の生きづらさの軽減、性の多様性尊重の促進など、誰もが住みやすい横須賀市を目指す取り組みの一環としての制度です。

- Q10 同性婚制度とパートナーシップ宣誓証明制度はどのように違うのですか？
A. 同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などに
おける保護を与えるもので、欧米を中心に認められている国が多くあります。
一方、横須賀市が行うパートナーシップ宣誓証明制度は、横須賀市の内部規定である
要綱による制度で、これによる権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、同性
婚とは異なるものです。
- Q11 横須賀市民でないと宣誓できないのですか？
A. 市内へ転入を予定している方であれば、宣誓できます。
具体的には、以下のとおりです。
・2人とも横須賀市民である場合
・1人が横須賀市民であり、もう1人が、市内に転入を予定している場合
・2人とも市内に転入を予定している場合も、宣誓することはできますが、宣誓証
明書の交付時に、市内に転入したことを証明する住民票の写しの提出が必要です。
- Q12 宣誓予定者が急遽、来られなくなった場合、代理での宣誓は可能ですか？
A. 予約日時、指定場所へは原則、2人そろってお越しください。万が一、予約日時に
来られなくなった場合、人権・男女共同参画課（046-822-8219）まで、ご連絡
ください。
- Q13 通称名は使用できますか？
A. 性別違和など市長が必要と認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏
名について、通称名を使用することができます。
通称名を使用した場合には、交付する宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の
氏名を記載します。
- Q14 市外に転出する時は、宣誓証明書を返還するのですか？
A. 市外に転出する時は、宣誓証明書を横須賀市に返還する必要があります。
なお、相互利用の協定をしている自治体へ転出する場合は、継続使用届出書を提出
することにより、現在お持ちの宣誓証明書を転出先でも継続して使用できます。
P.7「6 お引越し先（市外）でのご利用について（自治体間相互利用）」をご参照
ください。
- Q15 宣誓書は何年間保存されますか？
A. 30年間です。
- Q16 宣誓証明書にはどのような効力や用途がありますか？
A. P.8「7 公共サービスのご利用について」をご参照ください。
なお、宣誓証明書は、横須賀市の内部規定である要綱に基づく書類であり、権利の
発生や義務の付与を伴うものではなく、法的な効力はありません。
また、既に一部では、携帯電話の家族割といった同性パートナーなどでも利用可能
な民間サービスがあります。今後、事業者等の理解が広がり、様々なサービスに波及
することが期待されます。
- Q17 医療機関でパートナーの病状説明を受けたり、手術や検査の同意書にサインをし
たりするとき、家族同様に対応してもらえますか？
A. うわまち病院と市民病院では、宣誓証明書の提示または、病院職員との会話のなか
でお二人の関係性が確認できれば、パートナーの病状説明を受けることや、手術や
検査の同意書にサインをすることができます。
横須賀市内の医療機関には、宣誓証明書の提示で家族同様の対応をしてもらうよ
う、市から文書で依頼をしています。
- Q18 なりすまし等の悪用をされませんか？
A. 宣誓時には、P.5に記載の（1）～（3）の書類を提出いただいたうえで、宣誓者
以外の方とのパートナーシップがないことなどを書面で確認させていただきます。
さらに、旅券（パスポート）や運転免許証などをご提示いただき、ご本人であるこ
との確認を行います。これらのことで、なりすまし等の悪用を防止します。
なお、事実と異なることが判明した場合、宣誓証明書を返還させていただきます。

参 考

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市人権都市宣言の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップの宣誓証明に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市民部人権・男女共同参画課の職員へパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）
- (2) 独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に

掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

（証明書の再交付）

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該証明書を紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）により、証明書の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

（証明書の返還）

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届（第4号様式）に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合。

（2）一方又は双方が本市域外に転出した場合（一時的な場合及び双方が次条第1項に規定する届出をした場合であって、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「相互利用団体」という。）へ転出したときを除く。）

（3）第3条第3号に該当しなくなった場合

（他の地方公共団体との相互利用）

第9条 宣誓者は、相互利用団体へ転出する場合であって、当該相互利用団体において証明書を継続して使用しようとするときは、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 相互利用団体の長に対し、当該相互利用団体の長から交付された当該相互利用団体のパートナーシップ宣誓制度における証明書等（以下「相互利用団体証明書」という。）を本市において継続して使用する旨の届出をしたものであって、当該相互利用団体からの本市への転入（当事者双方の転入に限る。）をしたものの当該相互利用団体証明書等は、本市において証明書と同様に取り扱うものとする。

3 相互利用団体証明書等の再交付及び返還については、証明書の再交付及び返還の例による。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



「横須賀市パートナーシップ宣誓証明ガイドブック」
平成31年（2019年）4月1日発行

問い合わせ先
横須賀市市民部人権・男女共同参画課
TEL 046-822-8219 / FAX 046-822-4500

令和3年（2021年）1月1日 更新